

堺市次期自転車利用環境計画策定検討懇話会開催要綱

令和4年4月1日制定

1 目 的

本市における自転車に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、堺市次期自転車利用環境計画の策定について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市次期自転車利用環境計画策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 市内における自転車利用の現状把握、課題の整理等に関する事項
- (2) 市内における自転車利用の推進に向けた目標、施策、取組等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、堺市次期自転車利用環境計画の策定

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する15人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自転車振興に関連のある団体から選出された者
- (3) 公共交通事業者から選出された者
- (4) 市民活動団体から選出された者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間のうち、4回程度

9 庶 務

懇話会の庶務は、自転車企画推進課において行う。